平成３０年（フ）第１１５９号
東京都墨田区墨田３丁目５－13　２Ｆ
債務者　小峰　孝允
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１１６１号
東京都目黒区目黒本町２丁目17－３－202
債務者　桑原　祐拓
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１１６２号
東京都世田谷区代田１丁目10－６－303
債務者　新美　仁志
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１１６６号
東京都江戸川区平井５丁目８－２－103
債務者　渡邉　宙子（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１１７４号
東京都渋谷区幡ヶ谷２丁目20－12－304
債務者　小幡　寛之
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１１７６号
東京都足立区谷在家１丁目18－５－804
債務者　鵜川　直彦
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１１７８号
東京都大田区南蒲田２丁目10－13－305
債務者　星野ありす（旧姓依岡）
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１１７９号
東京都目黒区東が丘１丁目21－15　東が丘荘
債務者　加藤　智美
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１１８０号
東京都豊島区西池袋４丁目28－10－103
債務者　皆川　尚弘
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１１８９号
神奈川県川崎市多摩区東生田３丁目３－７
債務者　桐越　明美
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１１９４号
東京都江戸川区篠崎町２丁目23－27－405
クレーテⅢ篠崎
債務者　橋本　睦子（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１１９９号
長野県長野市篠ノ井岡田305－９
債務者　進藤　恵美（旧姓小田）
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１２００号
東京都荒川区西日暮里２丁目32－18－205
債務者　安田絵美子こと　安　　秀靜
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１８号
沖縄県宜野湾市新城２丁目７番５号
債務者　宮城　雪美
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成３０年（フ）第１１６７号
東京都葛飾区亀有４丁目11－12－104
債務者　小熊佐智子（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月10日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第６６号
東京都武蔵村山市緑が丘1460番地1123－316
債務者　伊藤いつ子（旧姓西脇）
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月10日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部